「

細目告示第四十一条第一項第二十一号	十二　平成二十七年二月二十八日以前に製作された軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（平成二十五年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車に限る。）のうち、車両総重量が三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものは除く。）
細目告示第四十一条第三項、第百十九条第三項及び第百九十七条第三項	十三　軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって次に掲げるもの イ　平成二十九年八月三十一日以前に製作された定格出力が19kW以上56kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成二十八年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成二十八年九月三十日以前に道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第四十三号。以下「平成二十六年改正告示」という。）による改正後の細目告示第四十一条の基準（以下「平成二十六年基準」という。）に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式指定自動車を除く。） ロ　平成二十九年八月三十一日以前に製作された定格出力が56kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成二十七年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成二十七年九月三十日以前に平成二十六年基準に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。） ハ　平成二十八年八月三十一日以前に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成二十六年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成二十六年基準に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

」に改め、同条第十二項中「第一項の表の第三号」を「第一項の表の第四号」に改め、同条第十七項から第二十項までの規定中「第一項の表の第三号」を「第一項の表の第四号」に改め、同条第二十二項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項及び第三十一項中「第一項の表第三号」を「第一項の表の第四号」に改め、同条第三十三項中「第二条の表の第三号」を「第一項の表の第四号」に改め、同条第三十四項中「第一項の表の第三号」を「第一項の表の第四号」に改め、同条第三十六項中「第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十一号」に、「細目告示別添四十六」を「平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十六」に改め、同条第三十七項及び第三十八項中「第一項の表の第四号」に改め、同条第四十項中「第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十一号」に、「細目告示別添四十六」を「平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十六」に改め、同条第四十三項及び第四十四項中「第一項の表の第四号」に改め、同条第四十六項中「第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十一号」を「第四十一条第一項第二十号、第百十九条第一項第十一号」に、「細目告示別添四十六」を「平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十六」に改め、同条第五十項中「第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十一号」を「第四十一条第一項第二十号、第百十九条第一項第十一号」に、「細目告示別添四十六」を「平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十六」に改め、同条第五十四項中「第四十一条第一項第十二号」を「第四十一条第一項第十一号」に、「細目告示別添四十六」を「平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十六」に改め、同条第五十六項中「第一項の表の第三号」を「第一項の表の第四号」に改め、同条第五十七項中「第一項の表の第三号」を「第一項の表の第四号」に改め、同条第五十八項中「第一項の表の第四号」を「第一項の表の第五号」に改め、同表中

「

細目告示第百十九条第一項第七号、第八号及び第十一号並びに第二項	三　大型特殊自動車
細目告示第百十九条第一項第七号及び第二項 細目告示第百十九条第一項第八号	三　大型特殊自動車 四　次に掲げる大型特殊自動車 イ　平成十六年九月一日から平成二十年八月三十一日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満又は75kW以上560kW未満である原動機を備えたもの ロ　平成十六年九月一日から平成二十一年八月三十一日までに製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの ハ　平成十六年九月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの ニ　平成二十年九月一日から平成二十五年三月三十一日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであり、平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙による汚染度（以下この表において「平成二十八年改正告示前の黒煙による汚染度」という。）が二十五パーセントを超えないもの（平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度の測定の前に、細目告示別添百九「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により排出ガスの光吸収係数（以下この表において単に「光吸収係数」という。）を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないものを含む。） ホ　平成二十年九月一日から平成二十五年十月三十一日までに製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたものであり、平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないもの（平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないものを含む。） ヘ　平成二十年九月一日から平成二十七年八月三十一日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであり、平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度が四十パーセントを超えないもの（平成二十六年改正告示前の黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が一・六二m^{-1}を超

」に改め、同条第五十四項中「第四十一条第一項第十一号」を「第一項の表の第三号」を「第一項の表の第四号」に改め、同条第五十六項中「第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十一号」を「第四十一条第一項第二十二号」を「第四十一条第一項第二十一号、第百十九条第一項第十一号」に、「細目告示別添四十六」を「平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十六」に改め、同条第五十七項中「第一項の表の第四号」を「第一項の表第三号」に改め、同条第七十五項中「第一項の表第十一号」を「第一項の表の第十二号」に改め、同条第七十七項中「第一項の表第三号」を「第一項の表の第四号」に改め、同条第八十四項の表以外の部分中「同表下表」を「同表下欄」に改め、同項の表の第一号中「、第五号及び第十一号」を「及び第五号」に改め、同表中

に